

大分県報

令和七年
第五九六号
四月一日

（火曜日）

目次

告示

令和七年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施	一
生活保護法等による介護機関の指定	一
生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定	二
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	二
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	三
地籍調査の成果の認証	三
解除予定保安林	四
道路区域の変更（四件）	四
道路の供用開始（二件）	六
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正	六
建築基準法による道路位置の指定	七
都市計画図書の縦覧	七
正誤	八
平成十六年三月十二日付け大分県報号外（一六）に記載の大分県人事委員会規則第九号（通勤手当の支給に関する規則の一部改正）中の訂正	八

告示

大分県告示第百六十号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県新規学卒者実態統計（県基幹統計第八号）を作成するため、令和七年度大分県新規学卒者実態統計調査を次のとおり実施する。

令和七年四月一日

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調査の目的
県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動状況を明らかにすることを目的とする。

二 調査の範囲

県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を有する専修学校及び高等学校の令和六年度間の卒業者

三 調査事項

1 大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を有する専修学校

進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数

2 高等学校

進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数

四 調査の期日

令和七年五月一日現在によって行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

大分県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
			大分県知事	佐藤 樹一郎	

大分県報（告示）

グループホームすばる竹田園	日田市竹田新町二番三三三号	社会福祉法人若宮福祉会	日田市竹田新町二番一四号	認知症対応型共同生活介護	令二・三・二六
---------------	---------------	-------------	--------------	--------------	---------

大分県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
西田 良一	にしだ訪問マッサージセンター 朝見鍼灸院	別府市朝見一丁目一八一五	令六・九・一三
平井 徹	ナナイロ整骨院	別府市石垣東三丁目二一〇ヴィ ラ万乗三号室	令七・一・二七

大分県告示第百六十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
東京都千代田区大手町二丁目六番四号
TCホテルズ&リゾート株式会社

種	4	汚水等の処理の方法	汚水等の汚染状態の値	項目	単位	通常の値	最大の値
				水素イオン濃度	m/L	四・七	六・〇
類	4	汚水等の処理の方法	汚水等の汚染状態の値	生物化学的酸素要求量	mg/L	八	一〇
				化学的酸素要求量	mg/L	一五	二三
種	3	設置される特定施設の種類	イ	ちゅう房施設	力	一一食/日	
				ちゅう房施設	力	一一食/日	
類	3	設置される特定施設の種類の種類	イ	ちゅう房施設	力	一一食/日	
				ちゅう房施設	力	一一食/日	
種	2	代表取締役 高林 正人	特定事業場の所在地及び名称	別府市大字鉄輪四百九十九番地十八			
				ANAINターコンチネンタル別府リゾート&スパ			
類	2	代表取締役 高林 正人	特定事業場の所在地及び名称	別府市大字鉄輪四百九十九番地十八			
				ANAINターコンチネンタル別府リゾート&スパ			
種	1	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三	イ	ちゅう房施設	力	一一食/日	
				ちゅう房施設	力	一一食/日	
類	1	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三	イ	ちゅう房施設	力	一一食/日	
				ちゅう房施設	力	一一食/日	
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
種	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			
類	1	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	許可後			
				許可後			

一日当たりの排出水量	排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	
			大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目										単位
No.1	通常	No.1	八〇〇以下	一〇	五〇	二五〇	一〇〇	一二〇	五・八 〽八・六	処理前	通常	二四〇	処理前	なし	二四時間	連続	既設	既設	縦八・〇m×横一五・〇m×高さ五・一m	膜分離活性汚泥方式
			八〇〇以下	四	二〇	二五	一五	八	五・八 〽八・六	処理後	通常	二四〇	処理後	通常	二四時間	連続	既設	既設	縦八・〇m×横一五・〇m×高さ五・一m	膜分離活性汚泥方式
			八〇〇以下	一一	五二	二五〇	一四〇	一五〇	五・八 〽八・六	処理前	最大	二八〇	処理前	最大	二四時間	連続	既設	既設	縦八・〇m×横一五・〇m×高さ五・一m	膜分離活性汚泥方式
			八〇〇以下	五	二四	三〇	二三	一〇	五・八 〽八・六	処理後	最大	二八〇	処理後	最大	二四時間	連続	既設	既設	縦八・〇m×横一五・〇m×高さ五・一m	膜分離活性汚泥方式

令和七年四月一日

大分県告示第百六十五号	事業名	地区名	縦覧期間	縦覧期間	汚水等の汚染状態の値						項目	単位	m ³ /日	通常	最大
					大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量					
大分県告示第百六十五号	県営防災重点農業用ため池等整備事業	池の口地区	令七・四・一から 令七・四・二二まで	竹田市役所	八〇〇以下	三・五四	一七・八	二二・四	一三・五	七・三	五・八〽八・六	二七〇	通常	最大	
<p>事業名 大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>縦覧期間 令和七年四月一日</p> <p>縦覧期間 令和七年四月一日から同月二十二日まで</p> <p>縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所</p> <p>大分県告示第百六十四号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表神田弘樹からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p>					八〇〇以下	四・四六	二一・五	二〇・七	九・一	五・八〽八・六	三一八	通常	最大		

大分県報（告示）

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大分市	令二・四・一から 令四・二・八まで	大分市豊町一（二丁目）の地籍図及び地籍簿	大分市豊町一（二丁目）	令七・三・一四
大分市	令二・四・一から 令四・三・一五まで	大分市大字白木の一部の地籍図及び地籍簿	大分市大字白木の一部	令七・三・一四
大分市	令三・一・二八から 令五・三・一六まで	大分市勢家町三（四丁目、王子北町）の地籍図及び地籍簿	大分市勢家町三（四丁目、王子北町）	令七・三・一四
別府市	平二三・六・一から 令四・三・一五まで	別府市大字東山の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字東山の一部	令七・三・一四
佐伯市	令元・七・五から 令三・三・四まで	佐伯市大字堅田の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字堅田の一部	令七・三・一四
佐伯市	令元・七・四から 令三・三・二五まで	佐伯市大字狩生の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字狩生の一部	令七・三・一四
佐伯市	令元・七・九から 令三・二・二五まで	佐伯市大字守後浦の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字守後浦の一部	令七・三・一四
津久見市	令三・二・一五から 令三・三・二まで	津久見市大字堅浦の一部の地籍図及び地籍簿	津久見市大字堅浦の一部	令七・三・一四
津久見市	令四・二・二二から 令四・三・二まで	津久見市大字堅浦の一部の地籍図及び地籍簿	津久見市大字堅浦の一部	令七・三・一四
	令三・七・一から	豊後大野市大野町片	豊後大野市大野町	

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
		大分県知事	佐藤 樹一郎	
<p>豊後大野市 令五・二・一七まで 島の一部の地籍図及び地籍簿</p> <p>豊後大野市 令四・六・二九から 令六・一・一六まで 豊後大野市千歳町船田の一部の地籍図及び地籍簿</p> <p>九重町 令三・六・二四から 令五・一〇・一五まで 玖珠郡九重町大字町田・菅原の一部の地籍図及び地籍簿</p> <p>玖珠町 令三・五・二八から 令五・三・一〇まで 玖珠郡玖珠町大字四日市の一部の地籍図及び地籍簿</p>				
<p>大分県告示第百六十六号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。</p> <p>令和七年四月一日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 解除予定保安林の所在場所 佐伯市宇目大字木浦内字大刈野一二七六番八一、字堀切一二八三番六</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源の涵養<small>かんよう</small></p> <p>三 解除の理由 指定理由の消滅</p>				
<p>大分県告示第百六十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和七年四月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和七年四月一日</p>				

県道四座中津線		中津市三光上深水字奥畑二一〇番二地先から 中津市三光上深水字奥畑一九八五番四まで	前	後	メートル 一七・七 八・三	メートル 七・六
---------	--	---	---	---	---------------------	-------------

大分県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和七年四月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道中津山国自転車道線	中津市耶馬溪町大字 栃木字小浜一番三八 地先から 中津市耶馬溪町大字 栃木字長藪二四九番 六地先まで	前	メートル 八・八 三・五	メートル 四五・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 八・八 三・〇	メートル 四四・五	

大分県告示第百六十九号		地先から 中津市耶馬溪町大字 栃木字長藪二四九番 六まで	後	B	メートル 八・八 三・〇	四四・五
-------------	--	---------------------------------------	---	---	--------------------	------

大分県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和七年四月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道潜水挾間線	大分市大字太田字辻一三八五番 三地内	前	メートル 一二・〇 一〇・〇	メートル 二七・〇
		後	メートル 一二・〇 一二・〇	メートル 二七・〇

令和七年四月一日

大分県報（告示）

五

令和七年四月一日

大分県報(告示)

六

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道新城山香線	豊後高田市田染路字三郎迫三八〇七番四から豊後高田市田染路字三郎迫三八〇七番五まで	前	メートル 三三・三 〇二二・九	メートル 一〇・〇
	豊後高田市田染路字三郎迫三八〇七番一地内	後	三二・三 〇二二・九	一〇・〇

大分県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道湛水挾間線	大分市大字太田字恩地一四九一番二から大分市大字太田字辻一三八五番三まで	
県道小挾間大分線	大分市大字賀来字御坊迫二〇八五番二地内	令七・四・一
県道別府湯布院線	由布市湯布院町川北字高原八九九番七九地先から由布市湯布院町川北字高原八九九番一六八まで	

大分県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道新城山香線	豊後高田市田染路字三郎迫三八〇五番二から豊後高田市田染路字平園三八四九番四まで	令七・四・一

大分県告示第七十三号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 大分港の(二)概要の大在西部地区の表中		を	
A-二一六五	泊地	一六、四〇〇 平方メートル	小型船舶用 三九六メートル 八隻分
A-二一六五	泊地	一六、四〇〇 平方メートル	小型船舶用 三九六メートル 八隻分
A-二一六七	泊地	一九、六七九 平方メートル	
B-五一一三二	護岸	三九三メートル	
B-五一一三三	護岸	三三四メートル	
C-一一四六	岸壁	二四〇メートル	
D-一一八四	臨港道路	七七六メートル	

D-1519	橋りょう	五五メートル		
M-1-1	休泊所	一六四 平方メートル		
F-4-20	荷さばき地	一一九、七七七 平方メートル		
H-2-29	附属地	二、〇二〇 平方メートル		
H-2-30	野積場	二〇、〇四四 平方メートル		

改める。

一 大分港の(二)概要の大分地区の表中

七四	野積場	一四、二二三 平方メートル		
----	-----	------------------	--	--

七四	野積場	一〇、二六五 平方メートル		
----	-----	------------------	--	--

九四	附属地	一、四八六 平方メートル		
九五	荷さばき地	一二、四一四 平方メートル		

九四	附属地	五、八〇一 平方メートル		
九五	荷さばき地	七、三〇八 平方メートル		

一〇六	野積場	一五、〇三一 平方メートル		
-----	-----	------------------	--	--

を に を に を に

一〇六	附属地	一五、〇三一 平方メートル		
A-2-26	泊地	二一、四二〇 平方メートル	水深五・五 メートル	
一〇八	附属地	五、九八五 平方メートル		
A-2-26	泊地	二一、四二〇 平方メートル	水深五・五 メートル	

改める。

大分県告示第七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
日第六一二 号	玖珠郡玖珠町大字塚脇字 鋤先五三九番三及び五四 〇番二並びに五三九番二 の一部並びに五三九番二 及び五四〇番二の各地先 水路	令七・三・六	メートル 六・〇二	メートル 七六・三三二

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年四月一日

大分県報（告示・公告）

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 都市計画の種類及び名称
白杵都市計画臨港地区 白杵港臨港地区（白杵市決定）
- 二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

○正 誤

平成十六年三月十二日付け大分県報号外（一六）に記載の大分県人事委員会規則第九号（通勤手当の支給に関する規則の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
三	上	左から一五	五万五千円超えるとき	五万五千円を超えるとき